

環境創造センターについて

平成27年12月8日

1 事業方針

環境創造センターは、環境の回復・創造に向け、モニタリング、調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流を行う総合的な拠点施設として、より安心して快適に暮らせる”ふくしま”にするための取組を進めていきます。

2 施設の設置者

福島県

3 施設の機能

- ・ **モニタリング** (モニタリングシステムの構築・運用、緊急時モニタリング体制の構築、測定機の校正等)
- ・ **調査研究** (放射線計測技術、除染・廃棄物、環境動態、環境創造等)
- ・ **情報収集・発信** (モニタリングデータの収集・発信、放射線・除染に関するデータの収集・発信、調査研究成果の収集発信、環境回復・地域再生状況の発信等)
- ・ **教育・研修・交流** (放射線等に関する教育、環境の回復・創造に関する研修、県民・NPO・関係機関等との交流等)

4 施設概要

(1) 環境創造センター（三春町）

- ・ 本館(福島県が入居)、研究棟(日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)、国立環境研究所(NIES)が入居)、交流棟(愛称 コミュタン福島)の3棟からなり、環境創造センターの中核的な機能を有する。
- ・ 放射性物質に係るモニタリング範囲は、主に中通りと会津地方であり、「平成27年度福島県の発電所周辺環境モニタリング計画」(以下「モニタリング計画」という。)関係の業務では、比較地点の試料採取を担当する。

(2) 環境創造センター環境放射線センター（南相馬市）

- ・ 福島県及びJAEA福島環境安全センター南相馬支所が入居する。
- ・ 放射性物質に係るモニタリング範囲は、モニタリング計画関係の対象地域の大部分を有する浜通りが主であり、試料採取、分析業務を担当する。
- ・ 当該施設東側に隣接して、来年度設置予定の県南相馬原子力災害対策センター(オフサイトセンター)とともに、原子力防災対応の拠点としても重要な機能を有する。

(3) 環境創造センター福島支所（福島市）

- ・ 福島県が入居し、水準調査及び上記(1)(2)の施設の分析を補完する機能を有する。
- ・ 放射性物質に係るモニタリング対象として、モニタリング計画関係の比較地点及び水準調査地点を有し、試料採取(水準調査地点)、分析業務を担当する。

(4) 環境創造センター附属施設（大玉村）

- ・ 野生生物のモニタリング等の機能を有する。

(5) 環境創造センター附属施設（猪苗代町）

- ・ 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群に関する調査研究のための機能を有する。